

2019年度試験対策

07741P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

41

消費税法

▼
理論マスター

法令等の改正・本試験の出題傾向に対応!



サイバーブックストアにて

TAC出版

TAC PUBLISHING Group

はじめに

消費税法は、税理士試験において基本的重要事項から応用的事項まで幅広く出題されるようになってきた。そこで本書は最小の努力で最大の効果を生むように受験上最低限必要な理論だけを収録した。

本書に収録された問題で、本試験に出題可能性のある範囲を9割以上カバーしている。この一冊を完璧にマスターすれば、理論問題に関しては楽に合格に達することができるので、次の利用法を守ってしっかり身に付けてほしい。

(本書は平成30年7月現在の施行法令に準拠している。)

《本書の利用法》

1. 内容の理解に努めること
2. 暗記した後に覚えているか書いて確認すること
3. 解答のスピードを身に付けること

TAC税理士講座

本書を使用する際の注意点

1 テーマについて

法体系の確認がしやすいように、各理論問題については、テーマごとに分けて収録し、各テーマをページの上部に表示しております。

また、各理論問題は、各テーマに属する枝番号（1-1等）で表示しております。

法令の体系的な学習（応用理論対策等）に役立ててください。

2 ランクについて

各理論問題について、その科目を学習するまでの重要度（ランク）を、理論問題のタイトルの横に表示しております。

理論学習をする際の指針としてください。

ランク A …… 学習をするにあたって非常に重要度の高い理論問題

ランク B …… 学習をするにあたって比較的重要度の高い理論問題

ランク C …… 学習をするにあたって比較的重要度の低い理論問題

3 重要度について

各理論問題の中の各項目について、その理論問題の中での重要度を、項目のタイトルの横に表示しております。

理論学習をする際の指針としてください。

◎ …… その理論問題の中で非常に重要度の高い項目

○ …… その理論問題の中で比較的重要度の高い項目

△ …… その理論問題の中で比較的重要度の低い項目

4 カッコ書きについて

本文中のカッコ書きについては、本文との区別がしやすいように文字の大きさを小さくして収録しております。

まずはカッコ書きを除いて文章を確認し、その後、カッコ書きを付け足す形で確認をすると学習しやすくなりますので、参考にしてください。

5 条文番号について

各理論問題の中の各項目について、参照して頂く条文番号を表示してあります。また、条文番号については暗記（解答）する必要はありません。

また、本誌においては、法令の略式名称を使用しております。

凡例

<略式名称>	<正式名称>
法	消費税法
令	消費税法施行令
規	消費税法施行規則

6 点線枠について

消費税法は、上記のとおり「法、施行令及び施行規則」に分かれます。

本書上、点線枠で「施行令又は施行規則」を示しています。

なお、厳密に区分できない部分もありますので、その部分については枠囲みはしていません。

本試験対策等に役立ててください。

7 その他

②参考 ……各テーマの関連事項です。横断的に知識を整理し、理解を深めることができます。

④プラスα ……少し応用的な内容ですが、押さえておくと理解が深まる項目です。

CONTENTS

目 次

消費税法理論体系	viii
----------	-------	------

テーマ 1：総 則

1-1 課税の対象〔A〕	2
1-2 国内取引の判定〔B〕	4
1-3 非課税〔B〕	6
1-4 輸出免税等〔B〕	8
1-5 輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税〔B〕	10
1-6 小規模事業者に係る納税義務〔A〕	12
1-7 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例〔B〕	16
1-8 相続があった場合の納税義務の免除の特例〔B〕	18
1-9 合併があった場合の納税義務の免除の特例〔B〕	20
1-10 会社分割があった場合の納税義務の免除の特例〔B〕	22
1-11 新設法人の納税義務の免除の特例〔B〕	26
1-12 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例〔B〕	28
1-13 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例〔B〕	30
1-14 実質判定等〔C〕	32
1-15 法人課税信託の受託者に関する消費税法の適用〔C〕	33
1-16 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例〔B〕	34
1-17 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例〔B〕	36
1-18 小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例〔C〕	38
1-19 課税期間〔B〕	40
1-20 納税地〔C〕	42

テーマ 2：課税標準及び税率

2-1 課税標準及び税率〔B〕	46
-----------------	-------	----

テーマ 3：税額控除等

3-1 仕入れに係る消費税額の控除（原則課税）〔A〕	50
3-2 帳簿等の意義〔B〕	54
3-3 課税売上割合〔B〕	56

3－4	非課税資産の輸出等〔B〕	58
3－5	仕入れに係る対価の返還等〔B〕	60
3－6	課税貨物に係る消費税額の還付〔C〕	62
3－7	課税売上割合が著しく変動した場合の消費税額の調整〔B〕	64
3－8	調整対象固定資産を転用した場合の消費税額の調整〔B〕	66
3－9	棚卸資産に係る消費税額の調整〔B〕	68
3－10	中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例(簡易課税制度)〔A〕	70
3－11	簡易課税の適用がない分割等に係る課税期間〔C〕	74
3－12	災害等があった場合の中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例 (簡易課税制度)の届出に関する特例〔B〕	76
3－13	売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除〔B〕	78
3－14	特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除〔B〕	80
3－15	貸倒れに係る消費税額の控除等〔B〕	82

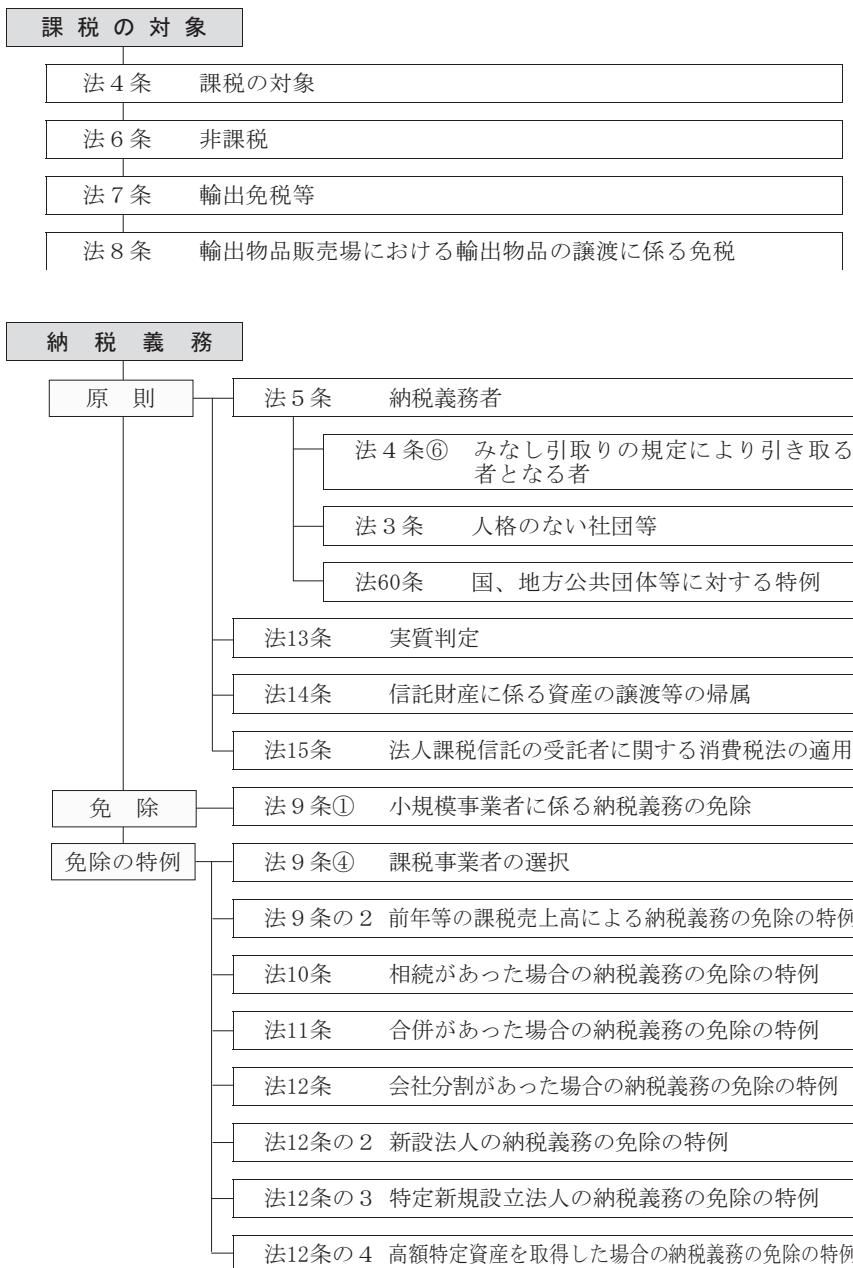
テーマ4：申告、納付、還付等

4－1	中間申告制度〔B〕	86
4－2	確定申告制度〔A〕	90
4－3	還付を受けるための申告制度〔B〕	94
4－4	引取りに係る課税貨物の申告制度〔C〕	96
4－5	更正の請求〔C〕	98

テーマ5：雑則、その他

5－1	小規模事業者の納税義務の免除が適用されなくなった場合等の届出〔C〕	102
5－2	国、地方公共団体等に対する特例(仕入れに係る消費税額に関する事項 を除く)〔C〕	104
5－3	仕入れに係る消費税額に関する国、地方公共団体等に対する特例〔B〕	106
5－4	定義〔A〕	108

消費税法理論体系



資産の譲渡等の時期

- 法16条 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例
- 法17条 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例
- 法18条 小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例
- 法60条 国、地方公共団体等に対する特例

課 稅 期 間

- 法19条 課税期間

納 税 地

- 法20条 個人事業者の納税地
- 法21条 個人事業者の納税地の特例
- 法22条 法人の納税地
- 法23条 納税地の指定
- 法24条 納税地指定の処分の取消しがあった場合の申告等の効力
- 法25条 納税地の異動の届出
- 法26条 外国貨物に係る納税地
- 法27条 輸出物品販売場において購入した物品を譲渡した場合等の納税地

課税標準及び税率

法28条 課税標準

法29条 税率

税額控除

法30～37条の2 控除対象仕入税額

法38条、法38の2 返還等対価に係る税額

法39条 貸倒れに係る税額

控除対象仕入税額

仕入れに係る消費税額の控除

法30条 仕入れに係る消費税額の控除（原則）

法31条 非課税資産の輸出等を行った場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例

法32条 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例

法33条 課税売上割合が著しく変動した場合の調整対象固定資産に関する仕入れに係る消費税額の調整

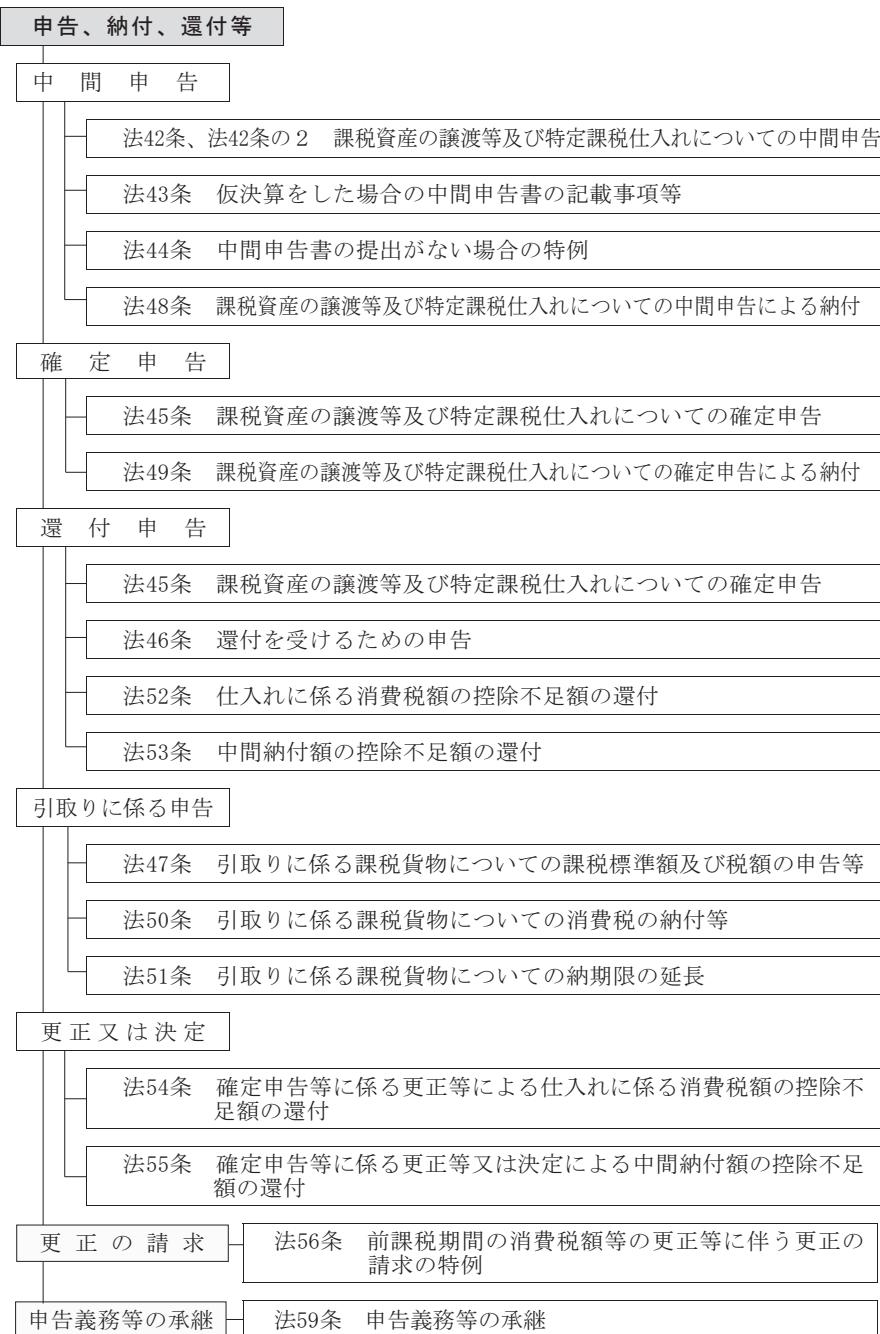
法34条 課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整

法35条 非課税業務用調整対象固定資産を課税業務用に転用した場合の仕入れに係る消費税額の調整

法36条 納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整

法37条、法37条の2 中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例

法60条 国、地方公共団体等に対する特例



理論暗記にあたっての注意点！

法令用語の中には、「慣用語」という特別な意味をもつて用いられる言葉がある。条文の意味を正確に理解するためには、そうした「慣用語」について十分な知識をもっていることが要求され、理論の解答作成にあたっては、これを厳密に使い分ける必要がある。

(1) 「又は」・「若しくは」

「又は」と「若しくは」の意味は、どちらも選択的接続詞で、日常使用されている用法と大差はない。しかし、法令上の用語としては、厳格に使い分けられている。

① 「又は」の接続詞は大きい方に使う。

AかBか、あるいはAかBかCかというような単純・並列的な選択的接続の場合、「又は」が使われる。

(例) 「人格のない社団等 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。」(法2①七)

② 選択的接続が複雑な段階で連結する場合

AかBかというグループがまずあって、これとCというものを対比しなければならない場合は、小さい選択的連結に「若しくは」を用い、大きい選択的連結には「又は」を用いる。

……「A若しくはB又はC」となる。

(例) 「代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。」(法2①ハカッコ書)

(2) 「及び」・「並びに」

この接続詞は、どちらも併合的接続詞で、日常使用されている用法と大差はない。法令用語のうえでの使い分けは、次のとおりである。

① 「及び」は單一的併合に使う。

AもBもというような普通の併合的な接続の場合、「及び」が使われる。

(例) 「課税標準及び税率」(テーマ2)

② 併合的接続が二段階になる場合

まず、AとBをつなぎ、このグループとCをつなぐという場合に「並びに」を使う。その使い方は、前例の「又は」、「若しくは」の場合と逆で、小さい方の連結に「及び」を使い、大きい方の連結に「並びに」を使う。

……「A及びB並びにC」となる。

(例) 「資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。」(法2①八)

(3) 「場合」・「とき」

「場合」と「とき」は、ともに仮定的条件を示す言葉として用いられる。したがって、「場合」や「とき」が使われている条文の構成は、要件と効果の2つに大分することができる。

両者の差は、前提となる条件が2つ重なる場合には、大きな条件を「場合」で表し、小さな条件を「とき」で表すことになっている。

① 前提条件が1つの場合の用法

……「Aという場合には、Bとする。」というように使う。

② 前提条件が2つの場合の用法

……「Aという場合において、Bをしたときは、Cとする。」というように使う。

(4) 「その他」・「その他の」

法令上「その他」と「その他の」という言葉は、いずれも例示を挙げた場合に使用する字句で、条文上は区別して使われている。

① 「その他」という場合は、その字句のすぐ前の例示を含まないもので、並列的な例示を行う場合に使用する。したがって「その他」の例示を政令などで行う場合には、「その他」の前の例示は再び掲げられずに、これに準ずるものを見示す。

(例) 「前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項」
(法43①五)

この場合、「その他」は並列的な例示として使用されているので、「その他財務省令で定める事項」とは、前各号に掲げるものを含まない事項を意味している。

② 「**その他の**」という場合は、その字句のすぐ前に掲げられる例示を含むもので、包括的な例示を行う場合に使用する。したがって、「**その他の**」例示を政令などで行う場合には、必ず「**その他の**」前の例示もあわせて政令に掲げられることになる。

(例) 「棚卸資産　商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で政令で定めるものをいう。」（法2①十五）

この場合、「**その他の**」は包括的な例示として使用されているので、「**その他の資産**」とは、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料はもちろんのこと政令でそのすべてが定められている。

(5) 「みなす」・「とする」

「**みなす**」・「**とする**」は、ともに一定の法律関係について生ぜしめる法律効果を確定する言葉である。両者の差異は、次のような点にみられる。

① 「**みなす**」は、元来性質を異にする2つの事物をある法律関係のもとでは同一視して、一方の事物に生ずる法律効果を他の事物についても生ぜしめることをいう。つまり「**みなす**」とは、「擬制的にそのように取り扱う」という意味であり、同一事物でないことの反証を一切認めない。

(例) 「次の行為は、事業として対価を得て行われた資産の譲渡とみなす。」
(法4⑤本文)

② 「**とする**」は、本来そのように取り扱っておかしくない性質を有している事物について、「制度としてそのように決める。」という場合に主として用いられる。したがって、擬制的に取り扱う「**みなす**」と異なり、制度としてそのように取り扱うに十分な性質を有している。

(例) 「前項第二号の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。」(法9③)

(6) 「者」・「物」・「もの」

① 「**者**」は、法律上の人格をもつ主体を指し、通常は自然人と法人の総称として用いられる。

② 「**物**」は、一般の法令と同様に、有体物の総称として用いられる。なお、税法上では、「目的物」といった表現のなかにおいて用いられることが多い。

③ 「**もの**」とは、「**者**」または「**物**」で表現することのできない抽象名詞や抽象的な存在を表現する場合に使用される。このほか、説明上の関係代名詞として「**もの**」が使用されることもある。

テーマ

1

総則

- 1－1 課税の対象
- 1－2 国内取引の判定
- 1－3 非課税
- 1－4 輸出免税等
- 1－5 輸出品販売場における輸出品の譲渡に係る免税
- 1－6 小規模事業者に係る納税義務
- 1－7 前年等の課税売上高による納税義務の免除の特例
- 1－8 相続があった場合の納税義務の免除の特例
- 1－9 合併があった場合の納税義務の免除の特例
- 1－10 会社分割があった場合の納税義務の免除の特例
- 1－11 新設法人の納税義務の免除の特例
- 1－12 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例
- 1－13 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例
- 1－14 実質判定等
- 1－15 法人課税信託の受託者に関する消費税法の適用
- 1－16 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例
- 1－17 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例
- 1－18 小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例
- 1－19 課税期間
- 1－20 納税地

課税の対象

1. 国内取引

重要度◎

(1) 課税の対象 (法4①)

国内において事業者が行った**資産の譲渡等**（特定資産の譲渡等を除く。）及び**特定仕入れ**には、消費税を課する。

(2) 資産の譲渡等 (法2①八、令2①～③)

① 定 義

事業として**対価を得て**行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。）をいう。

② 範 囲

イ 資産の譲渡等に類する行為

- (イ) 負担付き贈与による資産の譲渡
- (ロ) 金銭以外の資産の出資
- (ハ) 特定受益証券発行信託、一定の法人課税信託の委託者が金銭以外の資産の信託をした場合の資産の移転等
- (ニ) 貸付金その他の金銭債権の譲受けその他の承継（包括承継を除く。）
- (ホ) 不特定多数の者の受信目的である無線通信の送信で、法律による契約に基づき受信料を徴収して行われるもの

ロ 土地収用法等

土地収用法等に基づいて所有権等を収用され、権利取得者から補償金を取得した場合には、対価を得て資産の譲渡を行ったものとする。

ハ 付随行為

資産の譲渡等には、その性質上事業に付随して対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供を含むものとする。

(3) 特定仕入れ (法4①)

事業として他の者から受けた**特定資産の譲渡等**をいう。

(4) みなし譲渡 (法4⑤)

次の行為は、**事業**として**対価を得て**行われた**資産の譲渡とみなす**。

- ① 個人事業者が棚卸資産又は棚卸資産以外の事業用資産を家事のために消費又は使用した場合におけるその消費又は使用
- ② 法人が資産をその**役員**に対して贈与した場合におけるその贈与

(5) 国内取引の判定 (法4③④、令6③)

① 資産の譲渡等

次の場所が国内にあるかどうかにより行う。

イ 資産の譲渡又は貸付け

譲渡又は貸付けが行われる時におけるその資産の所在場所（船舶、特許権等については、一定の場所）

ロ 役務の提供（ハを除く。）

役務の提供が行われた場所（国際運輸、国際通信等については、一定の場所）

ハ 電気通信利用役務の提供

役務の提供を受ける者の住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地

ただし、その所在地がないときは、国外で行われたものとする。

ニ 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者のその貸付け等に係る事務所等の所在地

② 特定仕入れ

特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、①ロ又はハの場所が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、一定の場合は、この限りでない。

2. 輸入取引

重要度○

(1) 課税の対象 (法4②)

保税地域から引き取られる外国貨物には、消費税を課する。

(2) みなし引取り (法4⑥)

保税地域において外国貨物が消費又は使用された場合には、その消費又は使用した者がその消費又は使用の時にその外国貨物を保税地域から引き取るものとみなす。

ただし、その外国貨物が課税貨物の原料又は材料として消費又は使用された場合等は、この限りでない。

1-2

国内取引の判定

1. 資産の譲渡等 (法4③、令6①~③)

重要度◎

(1) 資産の譲渡又は貸付け (法4③一、令6①)

国内取引の判定は、譲渡又は貸付けが行われる時におけるその資産の所在場所（次の資産は、それぞれの場所）が国内にあるかどうかにより行う。

① 船舶、航空機

イ 登録のあるもの

登録機関の所在地（注1）

(注1) 2以上の国で登録している船舶は、いずれかの機関の所在地とし、その他一定の場合にはその譲渡又は貸付けを行う者の**住所地**

ロ 登録のないもの

譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る**事務所等の所在地**

② 鉱業権、租鉱権、採石権等

鉱区、租鉱区又は採石場の所在地

③ 特許権、実用新案権、商標権等（これらの権利の利用権を含む。）

登録機関の所在地（注2）

(注2) 2以上の国で登録している場合には、権利の譲渡又は貸付けを行う者の**住所地**

④ 公共施設等運営権

公共施設等の所在地

⑤ 著作権等

著作権等の譲渡又は貸付けを行う者の**住所地**

⑥ 営業権、漁業権、入漁権等

これらの権利に係る事業を行う者の**住所地**

⑦ 次の資産

イ 有価証券（ハ、ヘを除く。）…有価証券の所在場所

ロ 登録国債…登録機関の所在地

ハ 振替機関等が取り扱う一定の有価証券等又は持分（ロ、ヘを除く。）

…**振替機関等**の所在地（重複上場有価証券等にあっては一定の場所）

ニ 一定の有価証券又は持分（ロ、ハを除く。）

…有価証券又は持分に係る法人の本店、主たる事務所の所在地等

ホ 金銭債権…金銭債権に係る債権者の譲渡に係る**事務所等の所在地**

ヘ ゴルフ場利用株式等…ゴルフ場等の所在地

⑧ ①～⑦以外で所在場所が明らかでないもの

譲渡又は貸付けを行う者のその譲渡又は貸付けに係る**事務所等の所在地**

(2) 役務の提供 ((3)を除く。) (法4③二、令6②)

国内取引の判定は、役務の提供が行われた場所（次の役務の提供は、それぞれの場所）が国内にあるかどうかにより行う。

- ① 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送
出発地、発送地又は到着地
- ② 国内及び国外にわたって行われる通信
発信地又は受信地
- ③ 国内及び国外にわたって行われる郵便、信書便
差出地又は配達地
- ④ 保険
保険事業を営む者の保険契約に係る事務所等の所在地
- ⑤ 専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案等に係る役務の提供で生産設備等の建設又は製造に関するもの
生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
- ⑥ ①～⑤以外で役務の提供が行われた場所が明らかでないもの
役務の提供を行う者の役務の提供に係る**事務所等の所在地**

(3) 電気通信利用役務の提供 (法4③三)

国内取引の判定は、役務の提供を受ける者の**住所、居所、本店若しくは主たる事務所の所在地**が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、その所在地がないときは、**国外**で行われたものとする。

(4) 金銭の貸付け等 (令6③)

国内取引の判定は、貸付け等を行う者のその貸付け等に係る**事務所等の所在地**が国内にあるかどうかにより行う。

2. 特定仕入れ (法4④)

重要度◎

国内取引の判定は、特定仕入れとして他の者から受けた役務の提供につき、1

(2) 又は(3)の場所が国内にあるかどうかにより行う。

ただし、次の場合は、この限りでない。

イ 国外事業者が恒久的施設で行う特定仕入れ（注）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、**国内**で行われたものとする。

（注）事業者向け電気通信利用役務の提供に限る。

ロ 事業者（国外事業者を除く。）が国外事業所等で行う特定仕入れ（注）のうち、国外において行う資産の譲渡等にのみ要するものは、**国外**で行われたものとする。

非課税

1. 国内取引 (法6①、別表第一、令8、16の2)

重要度◎

国内において行われる資産の譲渡等のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 土地（土地の上に存する権利を含む。）の譲渡、貸付け（貸付期間が**1月未満**の場合及び施設の利用に伴って土地が使用される場合を除く。）
- (2) 有価証券（ゴルフ場利用株式等を除く。）、支払手段（**収集品、販売用のもの**を除く。）その他これらに類するもの（以下、**2**において「有価証券等」という。）の譲渡
- (3) **利子**を対価とする金銭の貸付け、**信用の保証**としての役務の提供、公社債投資信託等に係る信託報酬を対価とする役務の提供及び**保険料**を対価とする役務の提供その他これらに類するもの
- (4) 次の資産の譲渡
 - ① 日本郵便株式会社等が行う**郵便切手類、印紙**の譲渡
 - ② 地方公共団体又は売りさばき人が行う**証紙**の譲渡
 - ③ **物品切手等**の譲渡
- (5) 次の役務の提供
 - ① 国等が行うもので、その料金の徴収が法令に基づくもの
 - ② 裁判所の執行官又は公証人の手数料を対価とするもの
 - ③ **外国為替業務**に係るもの

- (6) 健康保険法等に基づく資産の譲渡等
- (7) 次の資産の譲渡等
 - ① 介護保険法に基づく居宅サービス等
 - ② 社会福祉事業、更生保護事業として行われる資産の譲渡等（生産活動に基づくものを除く。）
- (8) 医師等による**助産**に係る資産の譲渡等
- (9) **埋葬料**又は**火葬料**を対価とする役務の提供
- (10) **身体障害者用物品**の譲渡、貸付けその他の資産の譲渡等
- (11) 学校教育法等に規定する**教育**として行う役務の提供
- (12) 学校教育法に規定する**教科用図書**の譲渡
- (13) 住宅の貸付け（契約で居住の用に供することが明らかなものに限るものとし、貸付期間が**1月未満**の場合等を除く。）

2. 輸入取引（法6②、別表第二）

重要度○

保税地域から引き取られる**外国貨物**のうち、次のものには、消費税を課さない。

- (1) 有価証券等
- (2) 郵便切手類
- (3) 印 紙
- (4) 証 紙
- (5) 物品切手等
- (6) 身体障害者用物品
- (7) 教科用図書

1-4

輸出免税等

1. 輸出免税等 (法7①)

重要度◎

事業者（**免税事業者**を除く。）が国内において行う**課税資産の譲渡等**のうち、**輸出取引等**に該当するものについては、消費税を**免除する**。

2. 輸出取引等の範囲 (法7①、令17)

重要度◎

- (1) **本邦からの輸出**として行われる資産の譲渡、貸付け
- (2) **外国貨物**の譲渡、貸付け ((1)を除く。)
- (3) 国内及び国外にわたって行われる旅客、貨物の輸送、通信
- (4) 専ら(3)の輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡、貸付け、修理で船舶運航事業者等に対するもの
- (5) (1)～(4)の資産の譲渡等に類するもの
 - ① 外航船舶等の譲渡、貸付け、修理等で船舶運航事業者等に対するもの
 - ② **外国貨物**の荷役、運送、保管、検数、鑑定その他これらに類する役務の提供（指定保税地域等における**内国貨物**に係るものを含み、特例輸出貨物に係るものは、一定のものに限る。）
 - ③ 国内及び国外にわたって行われる郵便、信書便
 - ④ **無形固定資産**の譲渡、貸付けで**非居住者**に対するもの
 - ⑤ **非居住者**に対する役務の提供で次のもの以外のもの
 - イ 国内に所在する資産に係る運送、保管
 - ロ 国内における飲食、宿泊
 - ハ イ、ロに準ずるもので、国内において直接便宜を享受するもの

3. 輸出証明

重要度◎

(1) 内 容 (法7②)

この規定は、輸出取引等であることにつき、証明がされたものでない場合には、適用しない。

(2) 証明方法 (規5①)

輸出の事実を記載した書類又は帳簿を整理し、その課税資産の譲渡等を行った日の属する課税期間の末日の翌日から**2月**を経過した日から**7年間**、納税地又は事務所等の所在地に保存することにより証明する。

4. 留意点 (法 5 ①)

重要度○

上記の「課税資産の譲渡等」からは、「**特定資産の譲渡等**」を除く。

テーマ
....

1

1-5

輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に
係る免税

1. 輸出物品販売場における免税 (法8①、令18①⑧)

重要度◎

輸出物品販売場を経営する事業者が**非居住者**に対し、**免税対象物品**（注1）で輸出するため一定の方法により購入されるものの譲渡（**非課税**とされるものを除く。）を行った場合（注2）には、その物品の譲渡については、消費税を**免除する**。

（注1）次の物品以外の物品

- ① 金又は白金の地金その他**通常生活の用**に供しないもの
- ② 通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品（以下「消耗品」という。）にあっては、同一の販売場で同一の日における譲渡対価の額の合計額が**50万円**を超えるもの

（注2）同一の販売場で同一の日における譲渡対価の額の合計額が、一般物品（消耗品以外のもの）及び消耗品ともに**5千円**以上となるときに限る。

2. 輸出物品販売場 (法8⑥)

重要度○

一定の要件を満たす事業者（**免税事業者**を除く。）が経営する販売場で、**非居住者**に対し輸出するため一定の方法により購入されるものの譲渡をすることができるものとして、納税地の所轄税務署長の**許可**を受けたものをいう。

3. 書類等の保存 (法8②、令18⑨)

重要度○

1の規定は、販売場を経営する事業者が、**購入者誓約書**を保存しない場合には、適用しない。

ただし、災害その他やむを得ない事情により保存できなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

なお、**旅券等**の写しの提出を受けた事業者は、その写しを保存しなければならない。

4. 免税を受けるための手続 (令18②、⑤)

重要度○

(1) 一般物品の購入

非居住者が購入の際、次の要件の全てを満たして引渡しを受ける方法とする。

- ① **旅券等**を提示し、**購入記録票**の貼付けと割印を受けること。
- ② **購入者誓約書**を提出すること。
- ③ **旅券等**の写しを提出すること（同一の日に購入する一般物品の対価の額の合計額が**100万円**を超える場合に限る。）。

(2) 消耗品の購入

非居住者が購入の際、(1)①の要件及び次の要件の全てを満たして引渡しを受ける方法とする。

- ① 購入日から**30日**以内に輸出する旨の**購入者誓約書**を提出すること。
- ② 指定する方法により包装されていること。

(3) 消耗品として適用する場合

次の場合には、その資産を**消耗品**としてこの規定を適用する。

- ① 一般物品と消耗品とが一の資産を構成している場合のその資産の譲渡
- ② 指定する方法により包装されている一般物品（①の資産を除く。）の譲渡

税理士受験シリーズ
2019年度版 41 消費税法 理論マスター

発行日 2018年9月1日
初版発行
編著者 TAC株式会社（税理士講座）
発行者 斎藤博明
発行所 TAC株式会社 出版事業部 （TAC出版）
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492
FAX 03-5276-9674
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2018

管理コード 07741P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。